

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	藪裏 友則
登録番号又は法人番号	04261284
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所所在地	大阪府大阪市淀川区宮原一丁目 15 番 18-605 号
処分年月日	令和 8 年 4 月 13 日
処分内容（種類）	戒告
上記処分をした理由	<p>藪裏書士は、事務所の所在地を「大阪府大阪市淀川区宮原一丁目 15 番 18-605 号」と定め、日本行政書士会連合会による行政書士名簿の登録を受けているが、少なくとも令和 7 年 5 月 19 日に大阪府行政書士会が処分（廃業勧告）してから本府が確認した同年 12 月 4 日まで、当該登録地に事務所を設けていない。</p> <p>当該登録地に事務所が設置されていない事実は、以下の①又は②に該当し、このことは行政書士法第 14 条に規定する「この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき」に該当する。</p> <p>①当該登録地以外のどこにも事務所を設置していない場合は、行政書士法第 8 条第 1 項に違反する。</p> <p>②当該登録地以外の場所に事務所を設置している場合は、行政書士法第 6 条の 4 に違反する。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第 14 条